

1. 件 名：柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉設置変更許可申請（所内常設直流電源設備（3系統目））に関する事業者ヒアリング【5】
2. 日 時：令和4年2月24日（木） 13時30分～14時50分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、義崎管理官補佐、岩崎安全審査官、照井安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部設備技術グループ 課長 他9名※

## 5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）に係る設置変更許可申請書のうち設置許可基準規則等への適合性等について、令和4年2月18日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。

【設置許可基準規則等への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））＜補足説明資料＞】

- 6号炉の蓄電池の設置場所について、これまでと同様に区分I火災区域とするとしている。これまで当該場所には常用系のRIPの変圧器が設置されているが、なぜ当該場所を区分I火災区域としているのか説明すること。
- 蓄電池の設置に伴う火災防護対策の概要図について、7号炉については新たに壁及び扉を設けたスペースに設置する旨の説明があるが、6号炉についてもその対応（新設するのではなく既設の壁及び扉のある部屋に設置）が明確になるよう説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

なし